

諮詢第97号の答申 毎月勤労統計調査の変更について（案）

本委員会は、諮詢第97号による毎月勤労統計調査の変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

（1）承認の適否

平成28年10月27日付け厚生労働省発政統第2号により厚生労働大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審査した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号の各要件のいずれにも適合しているため、「毎月勤労統計調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

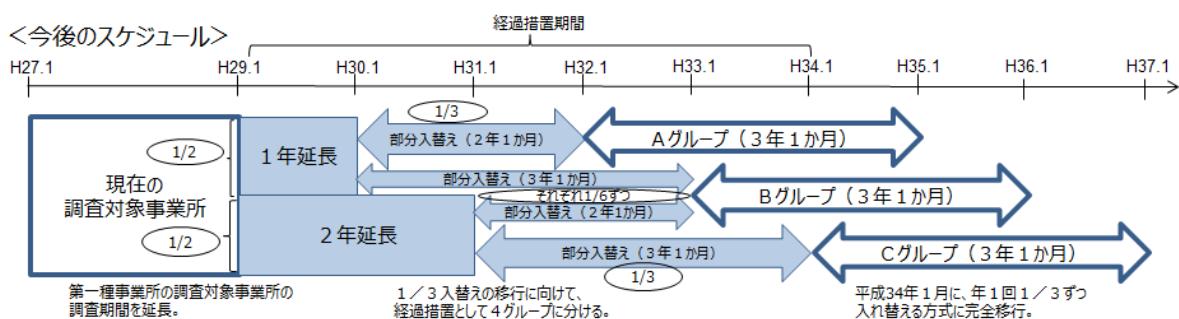
（2）理由等

ア 第一種事業所におけるローテーション・サンプリングの導入

（ア）ローテーション・サンプリングの導入及び経過措置の実施

本申請では、第一種事業所に係る調査について、図のとおり、平成32年1月調査から、調査対象事業所を毎年3分の1ずつ入れ替えるローテーション・サンプリングを導入する計画であり、それまでの経過措置として、現在の調査対象事業所のうち、半数の事業所に対しては1年間（平成29年2月～30年1月）、残り半数の事業所に対しては2年間（平成29年2月～31年1月）、それぞれ調査期間を延長した上で、その後、段階的に部分入替えを行う計画である。

図



本調査における調査対象事業所の入替えについては、従前、数年に一度、一斉に行われていたため、この入替えの際に生じる結果のかい離が利用上の支障

となることから、その改善が求められていた。また、平成27年度後半に統計委員会で行われた統計法施行状況に関する審議（未諮詢基幹統計の確認）（以下「未諮詢審議」という。）においても、毎年3分の1ずつ入れ替えるローテーション・サンプリングの導入とそれに向けた経過措置の検討が、今後の取組の方向性として示されていたところである。

今回の計画は、未諮詢審議で示された検討の方向性に沿ったものであり、その導入に当たっては、調査事務を分担する都道府県の負担軽減を図りつつ、経過措置期間中における脱落事業所の発生を抑制するため、報告者負担の軽減策や回収率向上策も講じることとされている。

一方で、現在の報告者は、経過措置により報告期間が延長され、報告者負担が増加することとなるが、ローテーション・サンプリングの導入後に複雑化することが見込まれる調査対象事業所の円滑な管理を目的としたシステム開発・整備等には、一定の期間も必要なことから、経過措置期間の短縮は困難と考えられる。

P 以上のことから、今回の計画のうち、ローテーション・サンプリングの導入自体は適当であり、その前提としての経過措置については、やむを得ないものと考える。

なお、今後の運用に当たっては、脱落の抑制や脱落が生じた場合の対象事業所の補充に適切に対応するとともに、脱落に伴う影響について検証し、その結果について情報提供する必要がある。

(イ) ローテーション・サンプリングの導入に伴う賃金・労働時間指数への対応

厚生労働省は、従来から本調査の結果を用いた賃金・労働時間指数を作成・公表してきたところであり、調査対象事業所の入替えの際には、従前、入替え前のデータを用いて作成した指数（以下「旧指数」という。）を、入替え後のデータを用いて作成した指数（以下「新指数」という。）に修正した上で、過去の指数についても遡及改定していた。しかし、この遡及改定により過去の増減率が変更されることへの疑義が、今回のローテーション・サンプリングの導入の要因の1つとなっている。

また、平成28年6月から8月にかけて行われた統計委員会横断的課題検討部会の新旧データ接続検討ワーキンググループにおいて、「標本交替による断層への対応」に係る「望ましい方法」として、「断層が過度に拡がる前に標本を交替させることを前提に、新旧計数をそのまま接続する」旨が示されている。

このため、ローテーション・サンプリングの導入の適否を判断することに合わせて、賃金・労働時間指数の接続方法等についても確認を行った。

① 接続方法の変更

厚生労働省は、ローテーション・サンプリングの導入に合わせ、調査対象事業所の入替え時における賃金・労働時間指数の取扱いについて、従前の

方法を改め、新指数と旧指数をそのまま接続させるとともに、遡及改定も行わないこととしている。

これについては、・・・・・・・・・ (P)

② 賃金・労働時間指数における継続指数の作成

厚生労働省は、ローテーション・サンプリングの導入に伴い、調査対象事業所の入替えの際にも、一部の調査対象事業所については引き続き調査が行われる状況となる。そこで、平成30年1月分調査結果から、賃金・労働時間指数について、入替えの時期をまたいで継続的に調査対象となる事業所（第一種事業所及び第二種事業所）のデータを用いて継続指数を作成し、参考系列として公表することとしている。

これについては、・・・・・・・・・ (P)

イ 事業所母集団データベースの利用

本申請では、平成30年1月分調査から、母集団情報を「経済センサス」から「事業所母集団データベース」の年次フレームに変更する計画である。

「経済センサス」は、5年周期の調査であり、結果として母集団情報も2～3年間更新されないことから、調査対象事業所を選定する際の母集団として、陳腐化が避けられず、それが調査結果における断層の拡大要因ともなっていた。そのため、可能な限り最新の母集団名簿への切り替えが望ましいと考えられていた。

未諮詢審議においても、事業所母集団データベースの利用を含めた調査設計の検討が今後の取組の方向性として示されていたところである。

今回予定されている計画は、ローテーション・サンプリングの導入により、毎年、調査対象事業所の入替えを行うに当たり、使用可能な最新の母集団情報を利用しようとするものであり、適当である。

ウ 常用労働者の定義変更

本申請では、平成30年1月分調査から、調査事項の一つである常用労働者について、表1のとおり、定義を変更する計画である。

これについては、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」（平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ。以下「ガイドライン」という。）で示された労働者区分の整理を踏まえた対応であり、他の統計との比較可能性の向上に資するものであるため、適当である。（P）

表1

区分	現 行	変更案
全国調査 地方調査	(前略) 常用労働者とは、期間を定めず に、又は <u>1ヶ月を超える期間を定めて雇 われている者及び臨時又は日雇労働者</u> <u>で、前2カ月の各月にそれぞれ18日以上</u> <u>雇われた者をいいます。</u> (後略)	(前略) 常用労働者とは、期間を定めず に、又は <u>1か月以上の期間を定めて雇わ れている者をいいます。</u> (後略)
特別調査	(前略) 常用労働者とは、期間を定めず に、又は <u>1ヶ月を超える期間を定めて雇 われている者及び日々又は1ヶ月以内の</u> <u>期間を定めて雇われている者で前2カ月</u> <u>(5月及び6月)の各月にそれぞれ18日</u> <u>以上事業所に雇われた者をいいます。</u> (後略)	(前略) 常用労働者とは、期間を定めず に、又は <u>1か月以上の期間を定めて雇わ れている者をいいます。</u> (後略)

エ 統計調査員の活用範囲拡大

本調査のうち、第一種事業所については、現在、都道府県職員が調査事務を行い、統計調査員は調査事務を行っていない。しかし、都道府県職員の負担軽減及び回収率の向上という観点を踏まえ、本申請では、第一種事業所に対する調査業務について、平成29年度以降、都道府県の判断で、都道府県職員に加えて統計調査員も督促業務を行うことができるようとする計画である。

これについては、都道府県職員の業務負担の軽減や報告者に対するきめ細かい対応という観点から、適当である。

オ 調査票情報の保存期間の変更

本申請では、本調査のうち、全国調査及び特別調査に係る調査票情報（調査票の内容を記録した電磁的記録媒体に限る。）の保存期間を、表2のとおり「3年」から「永年」に変更する計画である。

表 2

現 行	変更案																
<p>11 調査票情報の保存期間及び保存責任者</p> <p>(1) 調査票情報の保存期間 記入済み調査票又は調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：3年</p> <p>(2) 保存責任者</p> <ul style="list-style-type: none">・全国調査及び特別調査 厚生労働大臣・地方調査 都道府県知事	<p>11 調査票情報の保存期間及び保存責任者</p> <p>厚生労働大臣及び都道府県知事は、それぞれ、作成又は受領した調査票等を次の表の区分により保存する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>調査名</th><th>書類名</th><th>保存期間</th><th>保存責任者</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">全国調査及び特別調査</td><td>記入済み調査票</td><td>3年</td><td rowspan="2">厚生労働大臣</td></tr><tr><td>調査票の内容を記録した電磁的記録媒体</td><td>永年</td></tr><tr><td>地方調査</td><td>記入済み調査票又は調査票の内容を記録した電磁的記録媒体</td><td>3年</td><td>都道府県知事</td></tr></tbody></table>			調査名	書類名	保存期間	保存責任者	全国調査及び特別調査	記入済み調査票	3年	厚生労働大臣	調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	永年	地方調査	記入済み調査票又は調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	3年	都道府県知事
調査名	書類名	保存期間	保存責任者														
全国調査及び特別調査	記入済み調査票	3年	厚生労働大臣														
	調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	永年															
地方調査	記入済み調査票又は調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	3年	都道府県知事														

これについては、・・・・・・・。 (P)

なお、地方調査に係る調査票情報の保存については、保存責任者が都道府県知事であるとともに、保存期間が3年と短期になったままである。しかし、・・・・・ (P)

2 オンライン調査の推進

オンライン調査については、

- ① 報告者負担の軽減や集計業務の効率化、正確な統計作成など多くのメリットがあること
- ② 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定）において、統計調査の実施計画を企画する際、オンライン調査を導入している調査は、オンラインによる回収率の向上方策について事前に検討することが指摘されていること
- ③ 「オンライン調査の推進に関する行動指針」（平成27年4月17日オンライン調査推進会議申合せ）において、基幹統計調査や大規模統計調査がオンライン調査の充実に優先的に取り組む調査とされていること

等を踏まえ、その推進に一層取り組むことが求められている。

本調査においては、郵送による回答のほか、従前からオンラインによる回答も可能となっており、オンラインによる利用率は、調査全体として、平成25年が28.5%、平成26年が30.8%、平成27年が32.1%と漸増傾向にある。

これについて、・・・・・ (P)

3 今後の課題 (P)